

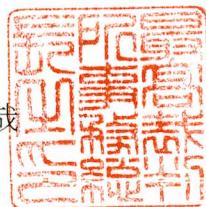
最高裁秘書第1897号

令和4年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京地裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月30日付け（同年12月3日受付）

2 答申番号

令和4年度（情）答申第6号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）